

伊勢原市広告付きフロアマットの設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原市告示第134号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、伊勢原市の公有財産のうち建物（以下「施設」という。）の環境改善と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的として、施設に取扱事業者を通じて広告付きフロアマットを設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告付きフロアマット 広告がデザインされたフロアマットで、足ふきマットとして通常有すべき性能を有するものをいう。

(2) 取扱事業者 広告付きフロアマットのデザイン、製作、設置、維持管理等を取り扱う事業者をいう。

(取扱事業者の決定)

第3条 市長は、取扱事業者を公募により選定し、決定するものとする。

2 前項の公募は、本市ホームページその他市長が必要と認める方法により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、他の方法により取扱事業者を決定することができる。

4 取扱事業者を決定したときは、市長と取扱事業者は、広告主の選定、広告付きフロアマットの設置、製作等に関し必要な事項について、契約を締結するものとする。

(設置対象施設等)

第4条 広告付きフロアマットを設置することができる施設は、全ての施設とし、市長は、設置箇所、面積等については、取扱事業者との協議により決定するものとする。

(設置施設等の周知及び広告主の選定)

第5条 市長は、本市ホームページその他必要と認める方法により、広告付きフロアマットを設置する施設、場所、期間等を周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、広告掲載見積書及びデザイン案を添えて、取扱事業者に応募しなければならない。

3 取扱事業者は、前項の規定により応募した者のうち最も高い金額であるものを広告主として選定するものとする。この場合において、要綱及び伊勢原市広告掲載基準（平成21年伊勢原市告示第169号）を遵守しなければならない。

(デザインの決定等)

第6条 市長は、取扱事業者から設置しようとする広告付きフロアマットのデザイン案の提出があったときは、審査し、承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該デザイン案の修正を指示することができるものとする。

(設置期間)

第7条 前条の規定による承認を受けた広告付きフロアマットの設置期間は、設置を開始した日から1年とする。

2 前項の設置期間は、1月を単位として更新することができるものとする。

(設置期間等に関する契約)

第8条 市長と取扱事業者は、広告付きフロアマットのデザインが決定し、広告付きフロアマットを設置するときは、設置する場所ごとに設置する期間及び広告掲出料の額その他広告付きフロアマットの設置に関し必要な事項について、別に契約を締結するものとする。

(広告掲出料)

第9条 広告掲出料は、設置する広告付きフロアマット1平方メートル当たりの年額(消費税込み)に、設置する広告付きフロアマットの面積を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

2 取扱事業者は、前項の広告掲出料を年度ごとに市長の発行する納入通知書により、指定期日までに支払わなければならない。

3 年度途中から設置をする場合は、第1項の広告掲出料を月割りし、設置月数を乗じて得た額を当該年度の広告掲出料として支払わなければならない。

4 既に支払った広告掲出料は返還しない。ただし、取扱事業者の責めに帰さない理由により広告付きフロアマットを設置できなかった場合は、この限りでない。

(製作及び設置に係る費用)

第10条 広告付きフロアマットの製作、調達及び設置に係る費用は、取扱事業者の負担とする。

(維持管理)

第11条 広告付きフロアマットの維持管理は、市長が行うべき日常的な管理の範囲と認められるものを除き、取扱事業者が自らの負担により行わなければならない。

(広告付きフロアマットのき損等)

第12条 取扱事業者は、広告付きフロアマットがき損又は汚損等したときは、速やかに復旧をしなければならない。

2 前項の復旧にかかる経費は、取扱事業者が負担するものとする。ただし、き損又は汚損等が市長の過失による場合は、市長が負担するものとする。

(一時的な設置中止)

第13条 市長は、強風で広告付きフロアマットが舞う等の危険が予測されるとき、その他やむを得ない事情があるときは、一時的に広告付きフロアマットの設置を中止することができる。

(原状回復)

第14条 取扱事業者は、第8条の契約が終了したとき又は契約を解除したときは、自らの負担と責任において、速やかに広告付きフロアマットを撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年7月31日告示第112号)

この告示は、平成26年8月1日から施行する。